

2024

3 月

No.599

か り や

か

り

や



「秋田の春香」 秋田県仙北市

写真提供：田中 勝志 氏

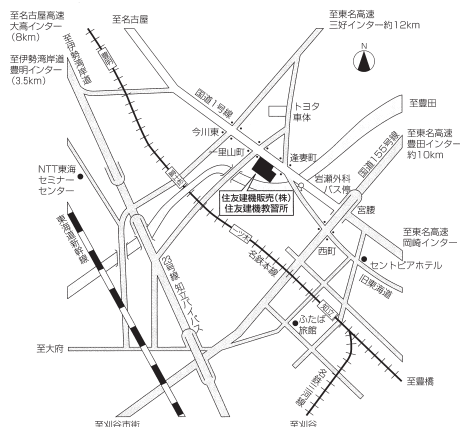
も く じ

『令和 5 年監督指導業務白書』……………	1
労務管理講習会が開催される……………	3
年次有給休暇を活用しましょう……………	3
労働時間に関するトラブル防止と企業繁栄をテーマに 「労働問題総合対策セミナー」が無料開催される……………	4
愛知労働局管内死亡災害発生状況……………	5
愛知県の全産業死亡災害……………	5

労働者死傷病報告書受付状況……………	7
監督署だより……………	8
衣浦東部保健所コーナー……………	9
エッセイ 労務屋の昨今……………	10
社会保険労務士が答える企業の労務管理……………	12
会員だより……………	13
お知らせ……………	14

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
3月	移動式クレーン																															
	クレーン・テリッ																															
	衛生管理者																															
	車両系建設機械																															
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛																															
	クレーン特別教育																															
	玉掛(B)併合																															
	高所作業車																															
4月	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
	特別教育																															
	安全衛生教育等																															
	移動式クレーン																															
	クレーン・テリッ																															
	衛生管理者																															
	車両系建設機械																															
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛																															
	クレーン特別教育																															
	玉掛(B)併合																															
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
	特別教育																															
	安全衛生教育等																															



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

『令和 5 年監督指導業務白書』

刈谷労働基準監督署

当署が令和 5 年に実施した監督指導業務の結果をお知らせします。

労働基準監督署の監督指導業務には、署が主体的に対象事業場を選定して行う監督指導と労働者から申告を受けて行う申告処理があります。

当署では、462 事業場に対して監督指導を実施しました。また、申告処理については 93 件実施しました。

会員の皆様には、この結果を参考に労務管理等の状況をご点検の上、必要があれば自主的に改善していただきますようお願いします。

1 監督指導実施状況《表 1 参照》

当署が令和 5 年に実施した監督指導 462 件のうち、249 事業場（53.9%）に対して、何らかの法違反を指摘しております。この割合は、前年の 54.0%とほぼ横ばいとなっております。また、重大な法違反の指摘を行ったことに伴う再監督を 24 件実施しております。

全体に占める割合の多かった違反として、**労働時間**（78 件、16.9%）、**割増賃金**（61 件、13.2%）、**労働条件の明示**（59 件、12.8%）がありました。

労働時間に関する違反には、36 協定なく時間外労働を行わせたもの 31 件の他、「残業時間の上限規制」のうち、①時間外・休日労働時間数が月 100 時間以上であったもの 14 件、②同時間数が複数月平均 80 時間を超えていたもの 13 件、③特別条項の適用回数が月 6 回を超えていたもの 1 件がありました。

割増賃金に関する違反には、算定時間数が不足していたもの 23 件、割増賃金の基礎となる手当を算入しなかったもの 15 件、割増賃金を全く支払っていないもの 10 件などがありました。

労働条件の明示に関する違反には、労働契約の締結の際に、労働時間その他の労働条件を書面で通知していなかったもの 38 件、書面に必要記載事項が記載されていないもの 20 件などがありました。

○ 業種別の違反率について

違反事業場数の割合が高かった業種として、**保険衛生業**（72.3%）、**接客娯楽業**（70.4%）、**商業**（59.4%）がありました。

○ 業種別の違反事項の特徴について

製造業では、安全基準（26 件、17.2%）、労働時間（21 件、13.9%）、医師の意見聴取なし（16 件、10.6%）などの違反が認められました。

建設業では、安全基準（12 件、17.6%）、労働時間（5 件、7.4%）、年次有給休暇（4 件、5.9%）などの違反が認められました。

運輸交通業・貨物取扱業では、労働時間（13 件、26.0%）、休憩及び医師の意見聴取なし（各 7 件、14.0%）などの違反が認められました。

商業では、労働時間及び割増賃金（各 13 件、18.8%）、労働条件の明示（12 件、17.4%）などの違反が認められました。

保健衛生業では、割増賃金（11 件、23.4%）、労働時間（10 件、21.3%）、就業規則（8 件、17.0%）などの違反が認められました。

接客娯楽業では、労働条件の明示（9 件、33.3%）、労働時間及び割増賃金（各 8 件、29.6%）などの違反が認められました。

派遣業では、就業規則（4 件、36.4%）、労働時間（3 件、14.3%）などの違反が認められました。

表１ 令和５年監督実施状況

	監督指導実施事業場数	違反事業場数	違反事業場数割合(%)	再監督実施事業場数	違反事項																									
					労働基準法												労働安全衛生法												最低賃金法	じん肺法
					労働条件の明示	賃金不払	労働時間	休憩・休日労働	時間外・休日労働	割増賃金	年次有給休暇	就業規則	法令等の周知義務	年次有給休暇管理簿	安全管理者・衛生管理者	産業医	作業主任者	安全・衛生委員会等	安全基準	衛生基準	特定元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断		労働時間の状況の把握		
																										実	医師の意見聴取			
製造業	151	74	49.0	18	15	4	21	2	6	14	9	10	3	2	3	1	9	1	26	9	0	7	1	2	6	10	16	4	1	1
建設業	68	34	50.0	0	9.9	2.6	13.9	1.3	4.0	9.3	6.0	6.6	2.0	1.3	2.0	0.7	6.0	0.7	17.2	6.0	0.0	4.6	0.7	1.3	4.0	6.6	10.6	2.6	0.7	0.7
					3	0	5	1	0	3	4	3	0	1	0	0	0	0	12	1	1	1	1	0	0	0	0	2	1	1
運輸交通業・ 貨物取扱業	50	20	40.0	4	4.4	0.0	7.4	1.5	0.0	4.4	5.9	4.4	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	17.6	1.5	1.5	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	2.9	1.5	1.5	0.0
					4	2	13	7	4	3	3	5	0	2	2	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	3	7	2	0
商業	69	41	59.4	5	8.0	4.0	26.0	14.0	8.0	6.0	6.0	10.0	0.0	4.0	4.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	6.0	0.0	0.0	0.0	6.0	14.0	4.0	0.0	0.0	
					12	1	13	4	0	13	4	9	0	2	1	0	0	2	3	0	0	2	1	0	0	2	8	2	3	0
保健衛生業	47	34	72.3	4	17.4	1.4	18.8	5.8	0.0	18.8	5.8	13.0	0.0	2.9	1.4	0.0	0.0	2.9	4.3	0.0	0.0	2.9	1.4	0.0	0.0	2.9	11.6	2.9	4.3	0.0
					7	0	10	1	0	11	5	8	1	2	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	6	2	0
接客娯楽業	27	19	70.4	1	14.9	0.0	21.3	2.1	0.0	23.4	10.6	17.0	2.1	4.3	4.3	0.0	0.0	2.1	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	12.8	4.3	0.0	0.0	
					9	0	8	5	2	8	3	6	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	2	0
派遣業	11	6	54.5	1	33.3	0.0	29.6	18.5	7.4	29.6	11.1	22.2	3.7	25.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	7.4	7.4	0.0	0.0	
					0	2	3	0	0	1	1	4	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0
その他の 非工業的業種	21	15	71.4	3	0.0	18	27.3	0.0	0.0	9.1	9.1	36.4	0.0	18.2	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	18.2	9.1	0.0	0.0	
					7	1	3	0	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
その他の事業	18	6	33.3	0	33.3	4.8	14.3	0.0	0.0	28.6	0.0	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0	
					2	0	2	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0
合計	462	249	53.9	24	9.5	0.0	9.5	0.0	0.0	9.5	4.8	4.8	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5	4.8	4.8	0.0	0.0	
					59	10	78	20	12	61	30	48	5	19	9	2	9	6	41	11	1	13	3	2	6	27	47	18	8	1
					12.8	2.2	16.9	4.3	2.6	13.2	6.5	10.4	1.1	4.1	1.9	0.4	1.9	1.3	8.9	2.4	0.2	2.8	0.6	0.4	1.3	5.8	10.2	3.9	1.7	0.2

1 違反状況欄の上段は違反事業場数、下段は各業種の定期監督等実施事業場数に占める割合です。

2 その他の非工業的業種には、農業、金融・広告業、教育・研究業、清掃業などがあります。

3 その他の事業とは、労働基準法別表1に掲げるいずれにも該当しない事業をいい、警備業、情報処理サービス業などがあります。

表２ 令和５年申告処理状況

２ 申告処理状況《表２参照》

当署が令和５年に、労働者からの法違反の疑いがあるとの申告を受けて調査を行った件数は93件ありました。この件数は前年の111件と比べ18件（16.2％）減少しました。

申告の多かった業種として、派遣業28件、運輸交通業15件がありました。

申告の多かった事項として、賃金不払56件、割増賃金不払19件、年次有給休暇10件がありました。また、「その他」の内訳として、退職時等の証明及び法令等の周知義務各3件、賠償予定の禁止及び制裁規定の制限が各1件ありました。

いずれの業種においても賃金不払に関する申告が最も多く認められました。

	申告処理件数	主要申告事項								
		労働基準法								労働安全衛生法
		労働条件の明示	解雇	賃金不払	休業手当不払	労働時間 休憩・休日	割増賃金不払	年次有給休暇	その他	
製造業	7	0	0	4	1	1	0	2	1	0
建設業	6	0	0	5	0	0	1	0	0	0
運輸交通業	15	1	1	7	1	2	5	2	4	0
商業	8	0	0	5	0	0	4	1	1	0
保健衛生業	7	0	0	4	2	0	2	1	1	0
接客娯楽業	7	0	0	6	0	0	1	0	0	0
派遣業	28	0	1	18	3	0	1	3	2	0
その他の 非工業的業種	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0
その他の事業	12	1	0	6	1	1	4	0	0	0
合 計	93	2	2	56	8	4	19	10	9	0

1 その他の非工業的業種には、農業、金融・広告業、教育・研究業、清掃業などがあります。

2 その他の事業とは、労働基準法別表1に掲げるいずれにも該当しない事業をいい、警備業、情報処理サービス業などがあります。

3 1件の申告に複数の申告事項が含まれるものもあるため、主要申告事項の総合計が申告処理件数の合計を上回っております。

労務管理講習会が開催される

去る2月7日(水)に本年度最後の講習会として、刈谷労働基準監督署後援のもと、「労務管理講習会」があいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて開催されました。

当日は各企業の管理者、労務担当者など119名が参加しました。

はじめに、高浜共立運輸(株)の神谷労務・教育部会長と、刈谷労働基準監督署 橋本署長よりそれぞれ挨拶がありました。橋本署長からは、労働基準監督署の業務として、監督業務、安全衛生業務、労災業務の三つがあり、今回は監督業務で事業所を調査した結果を説明するので参考にしてほしいとしました。また、「労働関係の問題で不明な点があれば監督署へ相談してほしい」と話され、最後に賃金引上げに関する厚生労働省の諸施策について説明されました。



神谷労務・教育部会長



橋本署長



加藤第一方面主任監督官

続いて、刈谷労働基準監督署 加藤第一方面主任監督官が「令和5年監督指導内容と注意すべきポイント等について」と題して、刈谷監督署が実施した監督指導結果を労働関係と安全衛生関係で分類し、法令に違反した件数とその具体事例についてそれぞれ解説されました。

そのあと、働き方改革関連法について、これまで施行された内容と施行日についてと、4月1日から適用される自動車運転者や建築業などの上限規制について説明されました。

最後に、同4月1日から施行される労働条件の明示事項等の変更についての適正な対応をお願いされました。

尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。

年次有給休暇を活用しましょう

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。愛知労働局雇用環境・均等部指導課(電話 052-857-0312)にお問い合わせください。

また、「愛知働き方改革推進支援センター」もご利用ください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL) <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(愛知働き方改革推進支援センター HP URL) <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/>

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

労働時間に関するトラブル防止と企業繁栄をテーマに 「労働問題総合対策セミナー」が無料開催される

去る2月8日、愛知県下15労働基準協会はウィルあいち大会議室（名古屋市東区）において、「労働問題総合対策セミナー」を無料開催し、会場受講と後日配信されるインターネット受講を合わせて約250名が参加しました。



高橋署長



宮澤弁護士

セミナーでは、はじめに豊橋労働基準監督署 高橋智署長が挨拶を行い、続いて宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士が「労働時間をめぐるトラブルの防止」と題する特別講演を行いました。宮澤弁護士からは、「残業代の未払い問題」「長時間労働の弊害」「長時間労働の是正」「『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』が求める所属長の役割」について判例とともに解説が行われました。

引き続き、「労働時間の適正管理と削減」をテーマにパネルディスカッションが行われました。各パネリストとコーディネーターは次のとおり。

【パネリスト】

宮澤俊夫法律事務所所長

宮澤俊夫弁護士（労働問題専門弁護士）

川喜田社労士事務所代表

川喜田美香特定社会保険労務士
（中小企業の事情に詳しい）

アイカ工業(株) 柴田幸二人事部長

（企業の労務管理責任者）

（一社）半田労働基準協会

澤田真也専務理事（労働基準協会の立場から）



川喜田特定社会
保険労務士



柴田人事部長



澤田専務理事

【コーディネーター】

（一社）名北労働基準協会専務理事・事務局長 市之瀬高司特定社会保険労務士



高木専務理事

パネルディスカッションでは、有効な労働時間対策を

「過去、従来の労働時間の問題点」

「今、労働時間管理の現状」

「未来、今後の労働時間管理の目指すべき方向」

を軸に、企業が労働時間の改善を図ることで成長につながる事ができる対策について、それぞれの立場から各パネリストが発言を行い考察を深めました。

パネルディスカッション終盤の総括では澤田専務理事が新聞に掲載された過労自殺した家族の手記を読み上げ、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の重要性を再確認しました。

また、パネルディスカッションの最後は、活発な質疑応答がありました。

さいごに、一宮労働基準協会 高木勝己専務理事が閉会挨拶を行い、セミナーは終了しました。

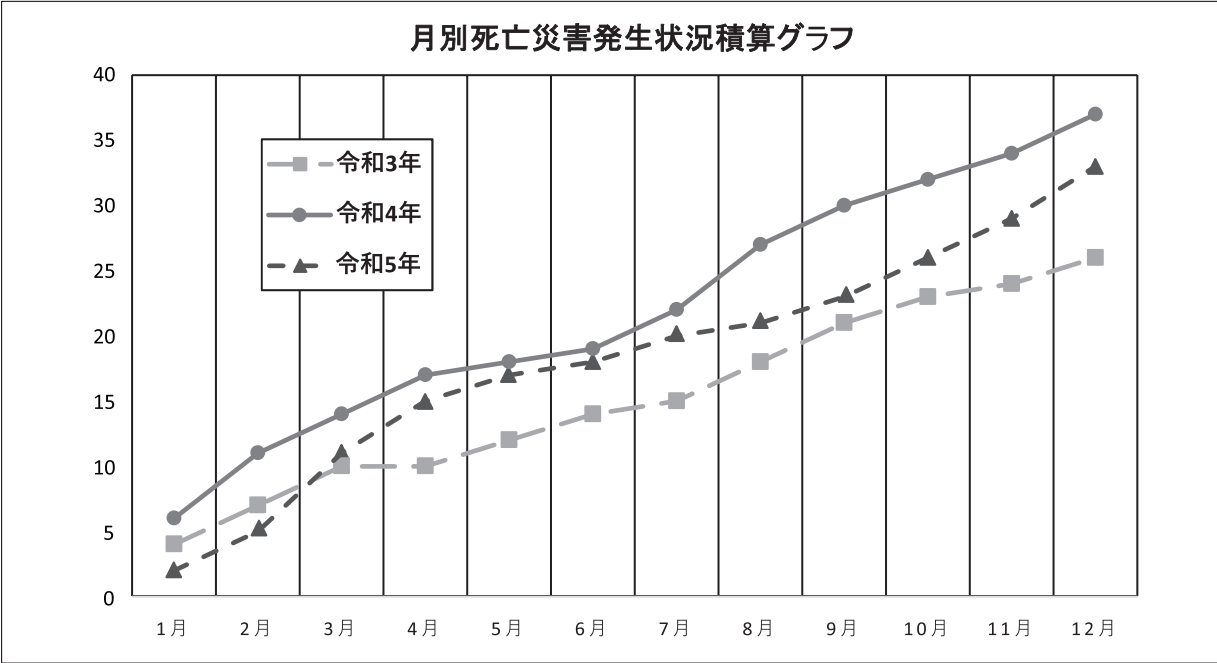


市之瀬特定社会
保険労務士

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年2月8日現在の速報値）

愛 知 労 働 局				
業 種	年 別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年確定値
製 造 業	造 業	8	7（2）	8（2）
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	3	1（1）	1（1）
	金 属 製 品	1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		2	3
	そ の 他	4	1（1）	1（1）
建 設 業	設 業	6（1）	12	12
	土 木 工 事 業		4	4
	建 築 工 事 業	4（1）	6	6
	そ の 他	2	2	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業		8（2）	4	4
商 業	業	4（2）	2（1）	2（1）
	卸 売 業	2	2（1）	2（1）
	小 売 業	2（2）		
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業		5		
上 記 以 外 の 事 業		2（1）	11（4）	11（4）
合 計		33（6）	36（7）	37（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年2月8日現在）

愛 知 労 働 局

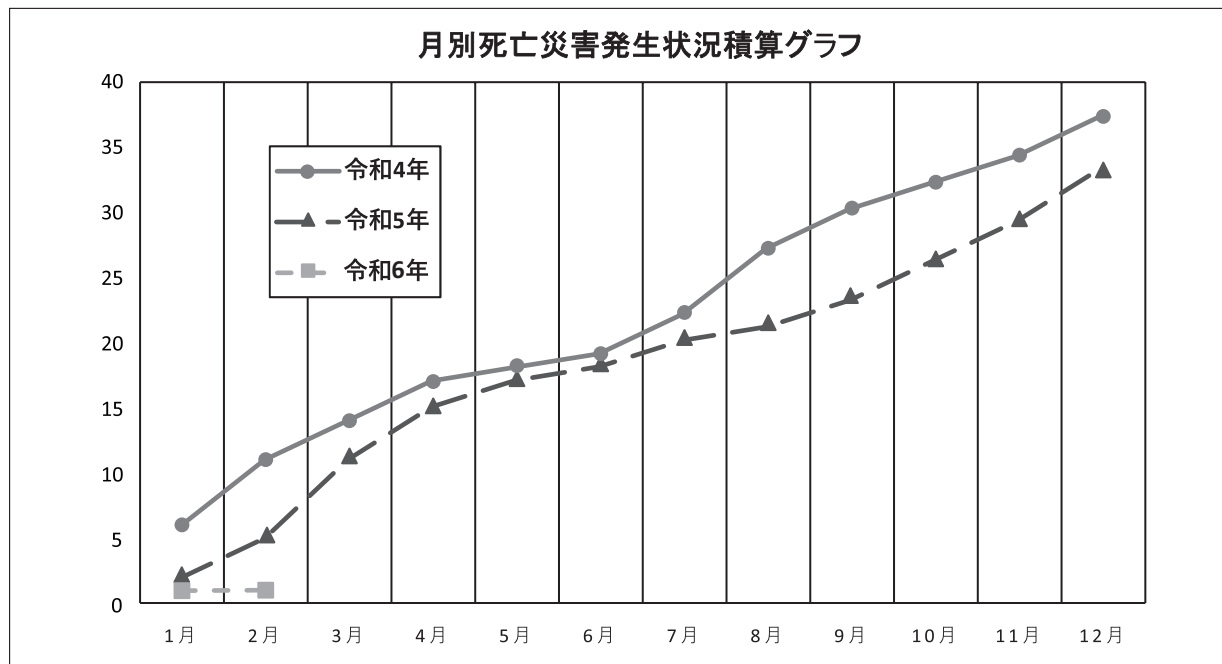
発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R5.2.18 0：30	教育・研究業	1000名以上	教授	50代	28年	その他	起因物なし	長時間にわたる過重な労働により、くも膜下出血を発症したもの。
R5.12.21. 10：20	その他の建設業	9名以下	作業者	20代	6年	墜落・転落	足場	11階建て共同マンションの外壁塗装工事現場において、足場11層目で足場解体作業中に墜落した。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年2月8日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和6年（速報値）	令和5年同時期（速報値）	令和5年暫定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業		1	8
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1	3
	金 属 製 品			1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			
	そ の 他			4
建 設 業	土 木 工 事 業			6（1）
	建 築 工 事 業			4（1）
	そ の 他			2
	陸 上 貨 物 運 送 事 業			8（2）
商 業	卸 売 業	1（1）		4（2）
	小 売 業	1（1）		2
	そ の 他			2（2）
	清 掃 ・ と 畜 業		1	5
上 記 以 外 の 事 業				2（1）
合 計		1（1）	2	33（6）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年2月8日現在）

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R6.1.18 3:55	商業	9名以下	配達員	40代	27年	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	被災者はバイクで朝刊配達中にトラックと衝突したものの。

令和 5 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 6 年 1 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	6		190		184		+6		建 設 業 計	2		39		39			
食 料 品	3		46		31		+15		土 木	2		12		12			
織 維			4				+4		建 築			16		20		-4	
木材・木製品			1		2		-1		そ の 他			11		7		+4	
製紙・印刷			4		4				交通・運輸業	2		57		52		+5	
化 学			8		16		-8		陸上貨物業			5		1		+4	
窯業・土石			5		9		-4		港湾荷役業			2				+2	
鉄鋼・非鉄	1		12		16		-4		商 業	4		60		62		-2	
金属製品			46		32		+14		接客・娯楽業			28		27		+1	
一 般 機 械			9		19		-10		清 掃 業	2		29		28		+1	
電 気 機 械			3		2		+1										
輸送用機械	2		42		42				そ の 他	58		194		838	(1)	-644	-1
その他製造			10		11		-1		合 計	74		604		1231	(1)	-627	-1

※本統計は令和 6 年 1 月末までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

令和 6 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 6 年 1 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	3		3		7		-4		建 設 業 計								
食 料 品	1		1		2		-1		土 木								
織 維									建 築								
木材・木製品									そ の 他								
製紙・印刷									交通・運輸業	4		4		2		+2	
化 学									陸上貨物業								
窯業・土石									港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	1		1				+1		商 業	1		1		1			
金属製品	1		1		4		-3		接客・娯楽業					1		-1	
一 般 機 械									清 掃 業	1		1				+1	
電 気 機 械																	
輸送用機械									そ の 他	1		1		1			
その他製造					1		-1		合 計	10		10		12		-2	

※本統計は令和 6 年 1 月末までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

賃金引き上げのご検討をお願いします

刈谷労働基準監督署

我が国の賃金は、1970年から1990年代前半まではほぼ一貫して増加していましたが、1990年代後半以降、減少又は横ばいとなっており、主要先進国の賃金が継続的に増加していることと対照的に推移しています。デフレから抜け出せない中、エネルギー価格や輸入原材料価格の高騰により物価が急に上昇し、賃金の上昇が物価上昇に追いついていない状態となっています。賃上げは、消費や生産等を増加させ、離職率の低下や仕事の満足度を高める等の効果もあります。政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、支援策の強化、価格転嫁の推進とともに、賃上げが高いスキルの人材定着につながり、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現に向けた取り組みを推進しております。例えば、賃金引き上げに向けた政府の支援策等につきましては、以下のとおり政府横断的な取り組みを進めています。

① 業務改善助成金 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）	業務改善助成金	検索
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。		
② キャリアアップ助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	キャリアアップ助成金	検索
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。		
③ 中小企業向け賃上げ促進税制 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター	賃上げ促進税制	検索
青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。		
④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金） 問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505	働き方改革推進支援資金	検索
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。		

厚生労働省では「賃金引き上げ特設ページ」を開設し、様々な支援策のほか、取り組み事例の紹介や、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額がわかる検索機能などの情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい。

賃金引き上げ特設ページ



特設ページへの
QRコードはこちら ⇒



お酒

あなたは まだ大丈夫？ 減らすべき？



適量を超えたり、飲酒回数が増えると、
誰でもアルコール依存症になる危険性があります。

お酒の飲み方をチェックしてみましょう

チェックテスト

◆ 過去に次の経験がありましたか ◆

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 1. 飲酒量を減らさなければならなかったと感じたこと | □ある □ない |
| 2. 他人があなたの飲酒を非難するので、気にさわったこと | □ある □ない |
| 3. 自分の飲酒について、悪いとか申し訳ないと感じたこと | □ある □ない |
| 4. 神経を落ち着かせたり二日酔いを治すために「迎え酒※」をしたこと | □ある □ない |

※「迎え酒」とは、二日酔いの気を発散させるために飲む酒。（広辞苑）

判定

4 項目の中で、「ある」に該当する項目数

- | | |
|--------|--|
| 0 項目 | ⇒「危険の少ない飲酒」…年一回チェックをしましょう |
| 1 項目 | ⇒「危険な飲酒、プレアルコール」… 節酒が必要 です |
| 2 項目以上 | ⇒「 アルコール依存症 の可能性が高い」…さらに 精密な検査 を受けましょう |

出典：CAGE法（4つの質問からなる単純なアルコール依存症を振り分ける検査）

**「このチェックに当てはまる人はいくらでもいる」と思ったあなた！
この考えこそが、アルコール依存症を気づきにくくする一因なのです！**



お酒と健康に関するご相談等は、衣浦東部保健所へお問い合わせください。

【相談先】 衣浦東部保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ

電話：（０５６６）２１-９３３７

★月～金（祝祭日は除く）の午前９時から午後４時 30 分まで（正午から午後１時を除く）

東海労働経済研究所

小栗 利治

(前愛知紛争調整委員会委員)

おごる日本は久しからず

私は愛知県半田市で生まれ、人生の大部分が半田在住であった。

戦中に、中島飛行機製作所が市内乙川地区で創業されていたので、多数の「朝鮮人」が半田に移住してきた。朝鮮人は大和民族ではないが、朝鮮半島は日本に併合されていたので、彼らは、当時は日本国籍を持つ「日本人」であった。

彼らはやがて山肌を削り、大量の土砂を「トロッコ」と呼ぶ木製の箱を作り、下り斜面を利用して、レールを敷き、手動で海岸までの三キロ位を下って運んだものだった。その基礎工事は「朝鮮人」によって行われたものだった。

日本人が初めて見た彼らの土壌改良で田畑は工場用地となったのだ。

半田市報の新年号

私が住む半田市の今年の「はんだ市報新年号」によると、総人口約 117,000 人の約 4%にあたる約 4,800 人の外国籍市民が暮らしており、直近 5 年間で約 800 人が増加し、今後も更に増えることが予想される。国籍別の割合が、ブラジル国籍 1,948 人、ベトナム 1,614 人、中国 460 人、フィリピン 351 人。かつて日本人であった韓国 252 人と報じている。労働力不足から外国籍市民の方が安心して暮らせるように、市役所 3 階の市民協働課を開設し、多民族の日本への移入が日本人の日本を多民族国家に替えようとしているのだろうか。

「多文化共生コーナー」を開設し、多文化共生相談員やテレビ電話通訳による行政手続きのサポート等を行っている」と報じている。

「すべての市民が国籍を問わず互いに理解し、それぞれ尊重しあって創る「元気な多文化共生都市・はんだ」を目指す」としているのだ。

以上の事情や理由は全国共通のものであり、外国人との共生がニッポンの最良の選択となっていると言えまいか。

つまり少子化の進むニッポンは、今やあらゆる都道府県や市町村は言うに及ばず、個別企業でも日本人の日本の少子化がもたらしたもの「人出不足」が、多民族を日本国内の導入することが喫緊の課題としているのだ。

アメリカ合衆国

かつて日本はアメリカと戦って敗れた。

敗れてアメリカの占領下で経済大国になって、一時期、「ジャパン、アズ、ナンバーワン」とまで言われ、アメリカに次ぐ世界第 2 位の経済大国と言われた時もある。ところが今は隣国中国の台頭、ロシアの隣国ウクライナへの侵略等で見ると、国際紛争を解決する手段一つにしても、手詰まりの国際情勢の下、日本の国力があつという間に、国際的に低下してしまったようだ。

国内情勢も低下は著しいと言える。

「休み下手」ニッポン 令 5.12.31 日経

学び直す時間が足りない

意欲があっても余裕なし

今年の元旦の日経が「経済大国転落止めよう」。今年は昭和から数えて99年目、ニッポン反転とあるが、その実は「世界のGDPで占める日本の割合は4%まで低下とあって、日本の企業に、これ以上の転落を止めようとする意欲がうかがいかねない指標が出ている。

最近の新聞報道を拾ってみよう。

○18歳新成人最少106万人（昨年比6万人減。辰年生まれは100万人）（令6.

1.1日経）

○労働生産性・日本30位（令5.12.25読売）然もG7内最下位。

日本は長年、20位前後であった。然し先進国でも最下位となった。

学習院大の滝沢美帆教授は「人への投資に加え、デジタル分野を含む無産資産への投資が必要とある。投資を促進し、付加価値の向上につなげる必要がある」と話す。

○世界2位のち経済力停滞 令6.1.1日経

「現状打破のためには「個の情熱一生かす組織に」

（リクルートHD 出木場久征氏）

世界のGDPに占める日本の割合は1991年には15.5%、更には1994年には17.8%と上昇したが、その後は転落し始め、現在ではたったの4.0%。

その一国を次のように表示している。

「賃上げ30年ぶり高水準」12月31日付日経はうたう。

その理由を「物価高に迫られて企業は動くとし、次表を掲載している。

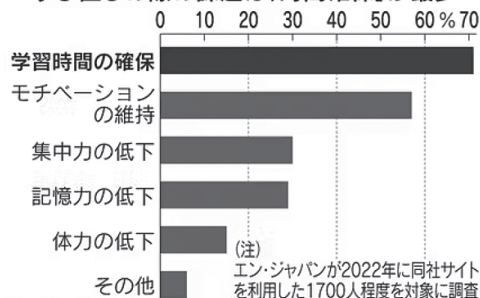
他に問題はないのか。

「ある」少子高齢化は更に進む。その結果は、この狭い国土が、ますます「外国人が増えていく。結果は、いつの日か、この国土も日本人のニッポンにならなくなることだ。

大谷翔平君や藤井聡太君のように、全人未踏の偉業を果たす人もいるというのに……。大方の人は手をこまねいているのだろうか。

汗かけ日本、ニッポン人！

学び直しの際の課題は「時間確保」が最多



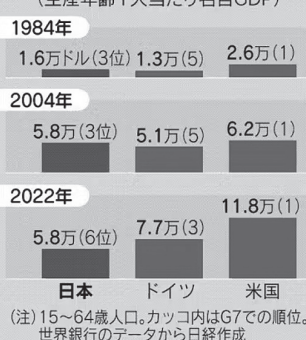
●1時間あたりの労働生産性
(日本生産性本部調べ)

順位	国	労働生産性 (ドル)
1	アイルランド	154.1
2	ノルウェー	149.9
9	米国	89.8
11	ドイツ	87.2
13	フランス	83.9

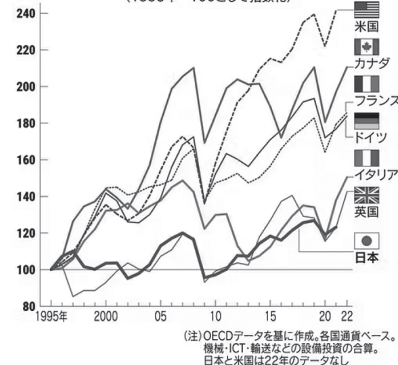
OECD平均 (65.2)

29	ポルトガル	52.6
30	日本	52.3
31	スロバキア	51.7
38	コロンビア	19.8

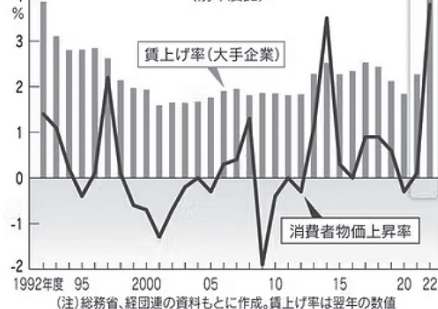
日本の経済力は相対的に下がった
(生産年齢1人当たり名目GDP)



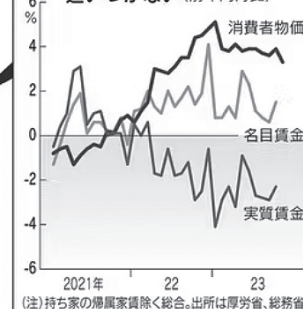
日本の設備投資の伸び悩みが目立つ
(1995年=100として指数化)



消費者物価上昇率と賃金引き上げ率
(前年度比)



物価の伸びに賃金上昇が追いつかない(前年同月比)



社会保険労務士が答える 企業の労務管理

松井靖司



退職時の情報漏えい 防止対策

退職時に必要な措置をして
おかないと、顧客情報を持ち
出される、機密情報を悪用さ
れるといった、思わぬ結果を
招くことがあります。後々会
社に実際の損害が生じて、場
合によっては紛争や訴訟に発
展するような事態も想定され
ます。最近では実際にそのよ
うなケースが発生しており、
相談の内容も問題行動の見ら
れる社員の退職時の対処方法
や情報漏洩を防ぐ為の書類の
作成といった案件が増えてき
ています。

退職に伴うトラブルで多く
見られるケースに、「情報の
漏えい」があります。退職者
が顧客情報を外部に売るとい
った、前職の企業の利益を害
する「情報の漏えい問題」を
防ぐためには「情報資産の管
理」を行うことが重要になり

ます。今回は、情報漏えい防
止対策のポイントを取り上げ
ます。

1、情報資産を保護する

パソコン、タブレット、ス
マートフォンなどに蓄積した
データや会社の重要な情報を
守るための対処ポイントを挙
げておきます。

① 業務上の顧客リストや
名刺などの情報やデータを返
還させる

業務上、入手した顧客情報
を元にした営業活動を禁止す
る意味で、顧客のリストや名
刺などを会社に返却してもら
います。このような措置を行
うには、前提として就業規則
などに退職時の秘密保持に関
する具体的な記載しておく
ことが必要になります。

② 貸与したパソコン、タ
ブレット、スマートフォン
のデータをコピーし、不正削除
や破壊に備える

退職者の中には貸与されて
いるパソコンなどのデータを
退職直前にすべて削除する、
物理的に破壊するなど、悪質
な行動をする場合があるので



2、退職者から「秘密保持
誓約書」の署名をとって、情
報漏えいに備える

情報漏えい防止対策では最
も重要なポイントになります。
トラブルを回避するためには
【秘密保持誓約書】に本人の
署名をとることが対処の基本
となります。

【秘密保持誓約書】は、「会社
の秘密事項につ
いて退職後も他
に漏らさず、ま
た自ら利用しな
い」ことなどを
約束させるもの
です。心理的な
抑止を目的とし
ますが、これに
実効性を持たせ
るには「秘密保

持の対象となるのはどの情報
か」について、かなり細かく
指定する必要があります。例
えば、顧客リスト、顧客情報、
社員情報、IDやパスワード、
新商品・新製品の研究・開発
計画や内容、財務情報などで
す。必要な情報が抜けるのを
防ぐため、「その他、会社が

秘密として指定した事項」を
秘密保持の範囲に含めておき
ます。同時に、その秘密事項
は社内でも適切に管理されてい
ることが必要となります。

記載する内容としては、退
職者が職務上知り得た秘密事
項をできるだけ具体的に誓約
書に明記し、在職中に漏えい
がなかったことを誓約させ、
退職後数年間（一般に3～5
年程度が限度とされます）の
期限を設けて、秘密保持義務
に違反した際の損害賠償義務
の条項を盛り込みます。また、
秘密保持の行動についても確
認して、特に注意させる内容
を記載します。

例・他社（第三者や競合他
社）に開示しない、複製（コ
ピー）をしないなど。

秘密保持誓約書の取り決め
も、就業規則や情報管理規程
に定めて整備しておくことが
重要です。退職者による情報
漏えいを防ぐために適切な対
応が求められます。

（松井人事マネジメント代表、
特定社会保険労務士、ホワイ
ト企業推進社会保険労務士協
議会会員）

イラスト・伊藤香澄

会員だより

知立支部

アスタック株式会社

アスタックは1994年創業、歴史ある物流機器メーカーの知立工場全体を引継ぎスタートしました。現在は、各種コンベアなどに代表されるあらゆる生産ラインを提供しています。

今後、労働人口の減少が予想される中、省人化設備は今ままで以上に必要不可欠となることを見越し、営業、設計、製造、現地工事・アフターサービスの各工程のプロが一丸となり、生産ラインの全てをアスタックで解決できる体制を整えています。

全てのお客様に「アスタックに声をかけて本当に良かった！」と思っていただけるよう、社員一丸となって「進化」と「挑戦」を続けているため、各種コンベア・生産ライン導入や改装の際は、ぜひ、アスタックにご相談下さい。



《社名の由来》

USTRCはUniversal（普遍的）、Sensibility（感性）、Technique（技術）、Reliance（信頼）、Creation（創造）の頭文字からUSTRC＝アスタックと命名しました。

《事業コンセプト》

コンベアに代表される、あらゆる機構の搬送設備を基軸に、各種の周辺装置（搬送途中に付加価値付与）をマッチングさせた『トータル物流システム』を『一貫した社内体制』で開発からアフターサービスまで社内ですべてを実行し、お客様の夢に向かって、どこよりも早く・安価に・確実に挑戦してまいります。

《製作事例》

クルマの生産ライン（ボディー部品搬送ベルトコンベヤ・塗装ブースラインプッシャーコンベヤ・ボディー搬送ローラーコンベヤ）、トラック生産ライン（AGV移載部・低床スラットコンベヤ・AGV移載リフター）、製紙工場（印字機・スラットコンベア・トレコン）、接着剤生産工場（転倒機）の製作・設置・メンテナンス等。

《会社概要》

企 業 名：アスタック株式会社
代 表 者：代表取締役社長 金子 利一
所 在 地：知立市西町本田 50 番地 1
資 本 金：2,900 万円
従業員数：65 名

《沿革》

平成 6 年 アスタック株式会社を設立
平成 15 年 ISO9001 認証取得（認証番号 1624）
平成 16 年 ISO14001 認証取得（認証番号 E860）
平成 18 年 メキシコ・カナダ・タイ等、海外展開の加速
令和 2 年 本社新社屋・工場竣工

TEL 0566-81-4711（代） ◇ FAX 0566-82-0301
公式ホームページ <https://www.ustrc.jp/>



アスタック株式会社

お知らせ

2024 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 4月5日 (実) 4月6・7・13日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
		(学) 5月10日 (実) 5月11・12・18日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機 高浜工場		
	プレス機械作業主任者	4月23・24日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	4月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		5月30・31日			
	有機溶剤作業主任者	4月23・24日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		5月22・23日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5月27・28・29日	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円	
		5月27・28・31日			
	石綿作業主任者	4月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	13,321 円	
		5月1・2日			
特 別 教 育	自由研削砥石	5月21日	あいち産業科学技術総合センター	10,450 円	13,750 円
	粉 じ ん	5月20日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低 圧 電 気 (実技7H含む)	4月16・17日	刈谷商工会議所	17,050 円	20,350 円
		5月21・22日			
	フルハーネス型墜落制止用器具	5月13日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円
そ の 他	テールゲートリフター	(学) 4月5日 (実) 4月6日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) ㈱弘伸運輸 小垣江営業所	13,090 円	16,390 円
	建築物石綿含有建材調査者	4月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,181 円
	化学物質管理者(製造事業所)	5月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	23,980 円	27,280 円
	化学物質管理者(取扱事業所)	4月10日	あいち産業科学技術総合センター	15,180 円	18,480 円
	雇入時安全衛生	4月15日	あいち産業科学技術総合センター	7,568 円	10,868 円
	安全管理者選任時研修	4月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	職長教育(製造業)	4月25・26日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
	保護具着用管理責任者	4月22日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
	衛生管理者受験勉強会	5月29・30日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。
<https://www.kariya-rouki.or.jp>

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1 日研修会	5 月 30 日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	ガス溶接	4 月 8 日	4 月 13 日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780 円
	はい作業主任者	4 月 8 日	4 月 9 日	ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
	乾燥設備作業主任者	4 月 1 日	4 月 2 日	ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
	鉛作業主任者	4 月 2 日	4 月 3 日	ポ ー ラ ビ ル		13,170 円

4 月号会報配布日のお知らせ

4 月 1 日付けの刈谷労働基準監督署 人事異動を掲載するため、配布日が 4 月 10 日前後になります。

人事異動につきましては、4 月 1 日に協会ホームページに掲載を予定しております。ご覧ください。



床の安全対策は、

あなたの職場、大丈夫ですか？

HAYAJIN-グリップ
0566-36-5527
早川建設(株)防滑事業部



安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地 ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011



メッシュハーネスは特許取得商品です



背面メッシュ付フルハーネス

MHF-790

●メッシュハーネスベストセー
簡単装着と確実な安全性



腿ベルト水平タイプ

MHS-F11H

●建設業界に大人気の
腿水平タイプが登場



3M社コラボレーションモデル

MHT-1

●可動式胸ベルトで体格に
合わせて高さを調整可能



女性用メッシュハーネス

MHS-MWJ2

●人気モデルMWJシリーズが
ついにフルモデルチェンジ



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 **安衛法便覧**

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/16,500円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211) 2073

か
り
や

三
月
号

二〇二四年三月発行
通巻五九九号

印編 一 発
刷集 般 社
所人 団 法 人

刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四八八-〇八五三
(電話) 〇五六-一二一六三三七
刈谷市幸町二丁目二
定価 一五〇円